



職業がんの労災認定と職業がんの根絶をめざす取り組み 3 中間体製造メーカーで膀胱がんが多発

堀谷昌彦

闘いは続く

(1) 芳香族アミンによる膀胱がんの多発事案が発生

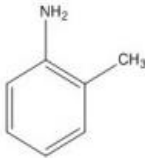
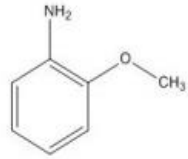
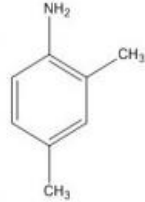
2015年12月18日厚労省は、「福井県の染顔料中間体製造メーカー三星化学工業で膀胱がんの多発事案が発生しており、関係業界に取り扱われていた芳香族アミンを示し、それらの取り扱いを嚴重注意するよう要請した」ことを報道関係者に公表した(表3)。芳香族アミンの中にはIARC(国際がん研究機構:WHOの下部機関)がグループ1に分類するオルトトルイジンが含まれていた。芳香族アミンによる膀胱がんはなぜ多発したのだろうか。

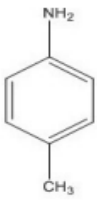
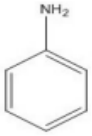
その前の同年9月、一人で加入できる化学一般労働組合関西地方本部の合同支部の定期大会において、三星化学工業で働く50歳代の田中康博氏から「職場でがんが多発している。何とかして欲しい」と訴えがあった。大塚偉介合同支部委員長と筆者は直ちに職場で取り扱われている化学物質とそのばく露実態について調査を開始した。

当該事業所は1989年より操業を開始し、芳香族アミン(オルトトルイジン・パラトルイジン・オルトアニシジン・アニリン・オルトクロロアニリン・2,4-キシリジン)を原料にアセトアセチル化反応を行い、固液分離後乾燥・収袋する作業を行ってきた。その労働環境はガス・

溶剤・粉じんが蔓延する劣悪極まりないものであった。夏場はあまりの暑さから上半身 T シャツ 1 枚で作業しており、有害物質が経気・経皮吸収されていたと推測される。

表 3. 膀胱がん多発事業所で取り扱われていた芳香族アミン (厚労省発表)

| 本件事業場で取り扱われている発がんに関する芳香族アミン | |
|--|---|
| <p><small>オルト</small> 1. <u>o-トルイジン (o-Toluidine)</u></p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ CAS 番号 95-53-4 ・ 外観 無色～黄色の液体 ・ 用途 染料・顔料の中間体原料、エポキシ樹脂硬化剤原料 ・ 安衛法上の位置付け SDS 交付対象物質 ・ 有害性情報 <ul style="list-style-type: none"> IARC (国際がん研究機関) グループ 1 (ヒトに対して発がん性がある) ※オルトトルイジンは膀胱がんを引き起こすと指摘されている。 日本産業衛生学会 発がん分類 2A (ヒトに対しておそらく発がん性がある) 許容濃度 1ppm ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある) TLV-TWA 2ppm |  |
| <p><small>オルト</small> 2. <u>o-アニシジン (o-Anisidine)</u></p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ CAS 番号 90-04-0 ・ 外観 赤色～黄色の液体 ・ 用途 染料中間体 ・ 安衛法上の位置付け SDS 交付対象物質 ・ 有害性情報 <ul style="list-style-type: none"> IARC (国際がん研究機関) グループ 2B (ヒトに対する発がん性が疑われる) 日本産業衛生学会 発がん分類 2B (ヒトに対する発がん性が疑われる) 許容濃度 0.1ppm ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある) TLV-TWA 0.5mg/m³ |  |
| <p><small>に よん</small> 3. <u>2,4-キシリジン (2,4-Xylidine)</u></p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ CAS 番号 95-68-1 ・ 外観 澄明で淡黄色の液体 ・ 用途 染料・顔料中間体 ・ 安衛法上の位置づけ SDS 交付対象物質 ・ 有害性情報 <ul style="list-style-type: none"> IARC (国際がん研究機関) グループ 3 (分類できない) ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある) ※Xylidine (異性体混合物) について |  |

| | | |
|---|--|---|
| <p>4. ^{パラ} <u>p-トルイジン (p-Toluidine)</u></p> | |  |
| <ul style="list-style-type: none"> ・CAS 番号 106-49-0 ・外観 無色の薄片 ・用途 顔料中間体・農薬合成原料 ・安衛法上の位置づけ SDS 交付対象物質 ・有害性情報 <ul style="list-style-type: none"> IARC (国際がん研究機関) 評価なし ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある) TLV-TWA 2ppm | <ul style="list-style-type: none"> ・融点 44-45°C ・沸点 200°C | |
| <p>5. <u>アニリン (Aniline)</u></p> | |  |
| <ul style="list-style-type: none"> ・CAS 番号 62-53-3 ・外観 無色の液体 ・用途 ルカ中間体合成原料、染料・ゴム製造用薬品・医薬・農薬合成原料 ・安衛法上の位置づけ SDS 交付対象物質 ・有害性情報 <ul style="list-style-type: none"> IARC (国際がん研究機関) グループ3 (分類できない) ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある) TLV-TWA 0.5ppm skin | <ul style="list-style-type: none"> ・沸点 184°C | |

労働者は製造開始当初より有害情報を知らされることなく、現場に SDS (Safety Data Sheet 安全データシート) すら配置していなかった。2011 年に初めて配置したが、2006 年の古いデータであった。

田中康博氏はその SDS を見て、「動物実験で発がん性があるなら人にも発がん性があるのではないか」と問うと、経営者は「人に対して発がん性が確認されたわけではない (のでそのまま作業をせよ)」と答え、作業の改善を怠ってきた。

ばく露より 20 年余りが経過した 2014 年、50 歳代在職者に膀胱がんが発生し、発見の遅れから膀胱全摘出となった。15 年 2 月には 40 歳代退職者、同年 8 月には 50 歳代在職者、同年 9 月には 40 歳代在職者に膀胱がんが発生した。

大塚合同支部委員長と筆者は、2015 年 10 月に、当該労働者を対象にした学習会を開催し、調査結果と芳香族アミンの発がん性と作業中のばく露の実態を報告した。これらは間違いなく芳香族アミン類による職業がんであり、労組を結成し、労災の申請と共に職場改善に取り組みなければならないことを訴えた。

11 月に入ると田中康博氏本人が膀胱がんを発症し、それまで隠そう隠そうとしてきた経営者も、ついに 12 月福井労働局に状況を伝え、現場調査を経て、厚労省の発表に繋がった。

三星化学工業労組は 2016 年 1 月に結成され、発がん者の全員が労災申請を行った。その後、団体交渉を重ね尿路系がんを早期発見するための特殊健康診断や職場改善が進んでいる。

(2) 後追い行政の罪

オルトトルイジンに関しては、2007年に「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」が報告書をまとめ、それを受けて厚労省は有害性は高いが、ばく露が低いためリスクは低いとして、法規制をしなかった経過がある。また2010年にはIARCがモノグラフ Volume 99 (2010) Some Aromatic Amines, Organic Dyes, and Related Exposures においてグループ1に格上げしたのに法規制の検討をしなかった。

また、モノグラフ Vol. 99 には芳香族アミンの多くが発がん性を有し、膀胱だけではなく他の臓器にも発がんしうることが記載されている。しかし、日本で発がん性による規制がされているのは、製造禁止物質として Bz, β -ナフチルアミン, 4-アミノジフェニル, 第1類特定化学物質としてジクロロベンジジン, α -ナフチルアミン, オルトトリジン, ジアニシジンの7種類しかなく、ほとんどの芳香族アミンが野放しである。

実際、三星化学工業で使用されていたオルトトルイジンを含む芳香族アミンは法規制がないため、労働者への大量ばく露により膀胱がんの多発事案を引き起こしたのである。今回の事案を受け、オルトトルイジンのみを法規制するのであれば、また違った構造の芳香族アミンによる膀胱がんが多発するであろう。

(3) 芳香族アミンの包括的な法規制を

2016年1月15日化学一般労働組合は厚生労働省に対し、①当該事業場で多発している膀胱がん患者の労災申請に対し、早期に労災認定すること、②芳香族アミン類（芳香族アミン及びその誘導体）を特定化学物質障害予防規則に指定すること、③芳香族アミン類のがん原性調査をすること、④当該事業場における当該作業の適正化を指導すること、⑤本事案に関し適切な証拠保全をすることを要請した。

組合で、現場調査を行うと、膀胱がん罹患者らは製品である粉体のばく露がひどくそれらの経気・経皮吸収及び代謝による芳香族アミンの生成などが懸念された。このため、芳香族アミンとその誘導体についても法規制の対象とすることを要請した。

この要請は、基安発 0620 第2号平成28年（2016年）6月20日発の「事業場における発がん性のおそれのある化学物質に係る健康障害防止対策の徹底について」（厚労省より日本化学工業協会及び化成品工業協会に対する要請文）の中の「2 ばく露防止対策を含めた作業方法等の点検」において「製品粉体のばく露により生体へ取り込まれ（中略）発がん性物質を原料として合成した化学物質についても（下線は筆者記入）ばく露防止対策を含めた作業方法等の点検を行うこと」という文書に展開された。

一方、トルイジン以外の芳香族アミンの規制については、方向性が示されておらず、今後も注視する必要がある。

(4) 闘いを繋げよう

三星化学工業のある膀胱がん罹患者が「田中康博さんがいなかったら、未だにあの酷い作業をさせられていた」と発言していた。そして、その田中氏は石橋裁判の取り組みを見て、自分

達の職場で発生している膀胱がんの多発が職業がんであると確信し、「石橋さんがいなかったら私もこの闘争をやれなかった」と言う。

石橋裁判は2016年2月に、最高裁で不受理となり敗訴が決定したが、前年3月から毎月、最高裁への要請行動を続けていた。三星化学工業の膀胱がん多発事案を取り上げ、国の後追い行政が被害者を増やしていることを訴えてきた。

石橋裁判の敗訴の悔しさと三星化学工業で膀胱がんに罹患してしまったことの悔しさを職業がんの救済と予防に繋げ、職業がんを撲滅する運動を起こそうと「職業がんをなくす患者と家族の会」の設立に向けて行動していくことになった。

(5) 職業がんをなくそう集会に 70 人参加

2016年6月11日13時より「職業がんをなくそう集会」がエルおおさか南館1023号室で開催され、5単産・8団体のほか専門家（研究者4人・弁護士5人）、個人など70人（マスコミ関係8人除く）が参加した。

記念講演

<1> 日本における職業がんの実態 毛利一平医師（ひらの亀戸ひまわり診療所所長）

毛利医師は職業がんに関する疫学研究の第一人者であり、次のように話された。業務上疾病発生状況と労災補償給付の2つの統計からは、職業がんに関する感度が殆どゼロに近く、石綿以外の職業がんの認定数は10数件程度となっている。

一方、実際の職業がんがどれくらいあるかについては国際的な研究で5%程度とされ、2005年イギリスのデータを当てはめると日本では男性1万人女性8千人となり、認定件数には大きな乖離がある。

これらの背景には、日本における職業病サーベイランス（情報収集）の遅れがあり、①医療機関からの職業病報告制度の未確立、②職業病の過少報告・関心の低さ、③職歴聴取・記録に関する不十分さがある。海外ではより良いサーベイランスシステムの研究が進んでいる。

現状を変えていかない限り、今後も職業がん多発事案が発生するであろう。「患者の職業は何か」という問いを持ち、職業がんの掘り起こしをしなければならない。

<2> 有害物質による職業がんの救済運動を上げよう 池田直樹弁護士（あすなる法律事務所：石橋裁判主任弁護士）

故石橋良信氏は、染顔料中間体製造に従事し、芳香族アミンなど様々な化学物質にばく露し、ジアニシジンを取り扱ってから20年後に膀胱がんを発症したと労災認定された。さらに、10年後に口腔がんを発症した。この口腔がんが労災であるとして争ったのが石橋事件である。

裁判では、①ジアニシジン自身が口腔がんを引き起こすことの証明と②石橋さん自身がジアニシジンによって口腔がんを発症する個別因果関係の立証が必要とされた。

対象者が少数のため疫学による立証が難しく、類似の芳香族アミンによる口腔がんの多発症例を示したり、芳香族アミンの代謝物ががんを引き起こし、代謝酵素が唾液にも認められるこ

とを示したが、判決では可能性は認めるが石橋さんしか発症していないので立証には至らないとされた。口腔がん発症者が石橋さんだけなのかは国が調査しないと分からないため、原告と化学一般が何度も厚労省に要請したが、国は未だ調査をしていない。

過労死事件に比べると、職業がん労災認定には過重な医学的証明が要求されている。過労死事件なら過重労働の事実を掘り起こすだけでいいが、職業がんはばく露の程度だけでなく、その物質がその部位とそこに発がんさせる医学的な立証まで要求され、被災者には重すぎる負担と言わざるを得ない。

「がん登録等の推進に関する法律」が成立し、2016年1月1日から施行されたが、これには職業調査が組み込まれておらず、職業がんに関する情報が不足している。職業がんの被害者を掘り起こすことは大変重要であり、患者と家族が行政に要請していくのが一番力がある。闘いを継続し、認定を勝ち取り予防に繋げる運動が必要で、今日の集まりが出発点になる。

<3>その他の発言

- ・「石橋良信さんの職業がんを認定させる会第8回総会」の報告

「経過報告、総括、決算報告が提案承認された。裁判には負けたけど……。被害者を増やしたくない！職業がんをなくす運動を繋ぎます！」原告の石橋恵子さんより、長年の闘いの様子や支援に対する感謝が述べられた。

報告集「ガリンコⅡ」に意見書や争点がまとめられている。

- ・「職業がんをなくす患者と家族の会結成総会」の報告

「真面目に働いてがんになる。こんなことが許されていいのか！」

昨年来福井県の化学会社で膀胱がんが多発したため、労組を結成して職場改善に取り組んでいる田中康博氏（なくす会代表）が「二度と自分達のような被害者を出したくない」と挨拶された。

- ・会場からは、塗料・化成品製造、航空、印刷から職場の発がん要因や予防の取り組み、アスベスト争議団から共闘の訴え、研究者から Wood dust による上顎がん発症事例の報告がされた。
- ・職業がんに関する掘り起こしや広報、行政への働きかけを通して、職業がんをなくしていく決意を掲げた結成宣言が確認された。

(6) 交流集会と職業がんの掘り起こし活動

その後の活動として、2016年10月15～16日、福井県において「第2回職業がんをなくそう集会」を開催すべく、準備を進めてきた。現場の交流を主体に、労働者の交流を図った。

Wood dust による上顎がん発症に関し、滋賀医科大学北原照代先生に調査票を提案いただき、大阪職業病対策連絡会の藤野ゆき事務局長と大塚合同支部委員長と筆者で、京都建設労働者組合を訪問し、調査を依頼した。現在、北原先生と京建労で調査の進め方について検討中である。

まだ生まれたばかりの「職業がんをなくす患者と家族の会」であるが、職業がんの掘り起こしと救済活動、化学物質の適切な取り扱いを進め、職業がんを撲滅する活動に奮闘したい。

(ほりや・まさひこ 化学一般労働組合連合顧問)